

規制に係る事前評価書(記載の考え方)

法令の名称	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	特定外来生物が交雑することにより生じた生物の規制
担当部局・評価者	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長 関根 達郎 電話番号:03-5521-8344 E-mail:tatsuro_sekine@env.go.jp
評価実施時期	平成25年3月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	特定外来生物が交雑することにより生じた生物(以下「交雑個体」という。)による生態系等に係る被害を防止する。
内容	交雑個体についても、特定外来生物と同様に、飼養、輸入、譲渡し等を規制する。
関連条項	第二条
必要性	交雑個体については、特定外来生物としての形質を一定程度有し、生態系等に係る被害を及ぼすおそれが懸念されることから、特定外来生物として指定できることとして、生態系等に係る被害を防止する必要がある。
費用	
遵守費用	申請書類の作成費用が発生するほか、既に飼養等を実施している者については、基準に適合した施設の導入や逸出しないような維持管理等に係る費用が必要である。
行政費用	申請の受理、審査に係る費用が発生する。
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	交雑個体について、我が国への野外への逸出を防止することにより、生態系等に係る被害を防止することができる。

想定される代替案							
代替案①	行政指導及び普及啓発等により、生態系等に係る被害のおそれがある特定外来生物が交雑することにより生じた個体についても、輸入、飼養、野外へ放出等をしないよう促す。						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>野外への逸出を防止するような構造にする場合は、それに要する費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</td> </tr> </table>	遵守費用	野外への逸出を防止するような構造にする場合は、それに要する費用が発生する。	行政費用	行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	遵守費用	野外への逸出を防止するような構造にする場合は、それに要する費用が発生する。					
行政費用	行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。						
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。						
便益	代替案では、交雑個体に関する輸入、飼養、放出等の遵守が任意であり、行政指導の範囲であることから、交雑個体がもたらす生態系等に係る被害を確実に防止することができない。						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>費用：事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。</p> <p>便益：現状又は代替案に比べ、交雑個体の輸入、飼養、放出等を規制することにより、交雑個体による生態系等に係る被害を防止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、交雑個体を規制することにより、我が国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害を防止できると考えられる。よって、当該規制は有効である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」(意見具申)がとりまとめられ、その中で「特定外来生物との交雑個体・集団(個体群)については、適切な飼養と防除が実施されるよう、法的な位置付けを整理するとともに、実効的な規制の仕組みや監視体制を検討する必要がある。」とされている。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備考

規制に係る事前評価書（要旨）

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	特定外来生物が交雑することにより生じた生物の規制		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話番号：03-5521-8344 E-mail：tatsuro_sekine@env.go.jp		
評価実施時期	平成25年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 特定外来生物が交雑することにより生じた生物（以下「交雑個体」という。）による生態系等に係る被害を防止する。</p> <p>【内容】 交雑個体についても、特定外来生物と同様に、飼養、輸入、譲渡し等を規制する。</p> <p>【効果】 交雑個体については、特定外来生物としての形質を一定程度有し、生態系等に係る被害を及ぼすおそれが懸念されることから、特定外来生物として指定することにより、生態系等に係る被害を防止することができる。</p>		
	関連条項	第二条	
想定される代替案	代替案①		
	行政指導及び普及啓発等により、特定外来生物が交雑することにより生じた個体についても、生態系等に係る被害のおそれがあるものについて輸入、飼養、野外へ放出等をしないよう促す。		
	代替案②		
	*代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	申請書類の作成費用が発生するほか、既に飼養等を実施している者については、基準に適合した施設の導入や逸出しないような維持管理等に係る費用が必要である。	野外への逸出を防止するような構造にする場合は、それに要する費用が発生する。	
(行政費用)	申請の受理、審査に係る費用が発生する。	行政指導、普及啓発などに要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	

規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<p>交雑個体について、我が国の野外の逸出を防止することにより、生態系等に係る被害を防止することができる。</p>	<p>代替案では、交雑個体に関する輸入、飼養、放出等の遵守が任意であり、行政指導の範囲であることから、交雑個体がもたらす生態系等に係る被害を確実に防止することができない。</p>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用：事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生する。 便益：現状又は代替案に比べ、交雑個体の輸入、飼養、放出等を規制することにより、交雑個体による生態系等に係る被害を防止することができる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、交雑個体を規制することにより、我が国の生態系に係る被害、人の生命及び身体に係る被害、農林水産業に係る被害を防止することができると考えられる。よって、当該規制は有効である。</p>		
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>平成24年12月の中央環境審議会野生生物部会において「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」（意見具申）がとりまとめられ、その中で「特定外来生物との交雑個体・集団（個体群）については、適切な飼養と防除が実施されるよう、法的な位置付けを整理するとともに、実効的な規制の仕組みや監視体制を検討する必要がある。」とされている。</p>		
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>		
<p>備 考</p>			